

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人
邑智福祉振興会

目 次

I. 本 部	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
II. 障害者支援施設 愛香園	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
III. 障害者支援施設 くるみ邑美園	・・・・・・・・・・・・・・・・	19
IV. 障害児入所施設 くるみ邑美園児童部	・・・・・・・・	29
V. 障害児通所支援事業所 放課後デイみんと	・・・・	34
VI. 共同生活援助事業所 愛香園ホームサポート	・・・・・・・・	37
VII. 居宅介護事業所 ヘルパーステーションひまわり	・・・・	41
VIII. 相談支援事業所 サポートステーションおりーぶ	・・・・	43

【 I 本 部 】

1. 運営の基本理念

私たちは、利用者の皆様が人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援します。

2. 運営の基本方針

基本理念を達成するために、法人が有する資源や機能、人材を活用し、共生社会へ向けて役割と使命を果たすことができるよう事業展開を進める。

3. 重点取り組み内容

(1) 法人運営機能の強化

効果的、効率的な法人経営に努めるとともに適正かつ公正な支出管理の確保を図り、財務規律の強化と事業運営の透明性の向上に努める。また、常に経営状況に応じた法人組織の見直しにより、経営組織の強化を図る。

(2) 地域との共生

地域の保健・福祉・医療機関やボランティアとの密接な連携・協力を図ることにより、地域の福祉ニーズに積極的に応えていく。また、地域における公益的な取り組みの責務を果たすため、他の主体では困難な福祉サービスへの開発・提供に努める。

(3) サービスの質の向上

利用者一人ひとりの特性と自己決定を尊重し、自己実現に向けたサービスの提供に努める。また、利用者や家族からの苦情を広く汲み上げることにより福祉サービスの充実を図り、積極的な情報開示や説明責任を果たしていく。

(4) 人材育成、労働環境の整備

福祉サービスの担い手である一人ひとりの職員の資質能力の向上を目指し、職場研修を行うとともに、自己啓発による専門資格の取得奨励や研鑽環境を整える等、積極的な援助を行う。また、働きやすい・働きがいのある職場づくりのために労働環境の改善に取り組む。

4. 実施事業

(1) 第1種社会福祉事業

- ① 障害者支援施設の経営
- ② 障害児入所施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ① 障害福祉サービス事業の経営
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する相談支援事業の経営
- ③ 障害者総合支援法に規定する移動支援事業の経営
- ④ 障害児通所支援事業の経営

- (3) 公益事業
 - ① 日中一時支援事業の経営
 - ② 社会参加支援事業の経営
 - ③ 療育支援事業

5. 評議員会・理事会の開催

- (1) 6月 理事会
前年度事業報告、計算関係書類及び財産目録の審議、定時評議員会の日時・場所・議題等の決定、次期役員候補者の選任
- (2) 6月 定時評議員会
前年度事業報告及び決算の審議、次期役員の選任
- (3) 6月 理事会
理事長選任
- (4) 7月 理事会
補正予算の審議
- (5) 12月 理事会
補正予算の審議
- (6) 3月 理事会
次年度事業計画、次年度予算及び補正予算の審議
- (7) その他
議案に応じ随時開催

6. 監査の実施

- (1) 5月 法人監事監査（決算監査）
- (2) 11月 法人監事監査（定期監査）
- (3) 11月 内部経理監査（担当職員）
- (4) 島根県実地指導・監査（期日未定）

7. 研修

- (1) 島根県経営者協議会主催 法人役員研修会
- (2) 島根県経営者協議会主催 監事研修会
- (3) 人権研修会
- (4) 苦情解決研修会 第三者委員
- (5) 役員等先進地視察研修会
- (6) 法人内職員研修会

8. 苦情解決

- ・苦情解決実施状況報告及び第三者委員による相談会開催・・・4月、10月

9. 社会福祉充実計画

- ・職員処遇改善事業
法人職員の給与及び手当の改善。
職員の資質向上を図るための研修費を助成する。

10. 地域における公益的な取り組み

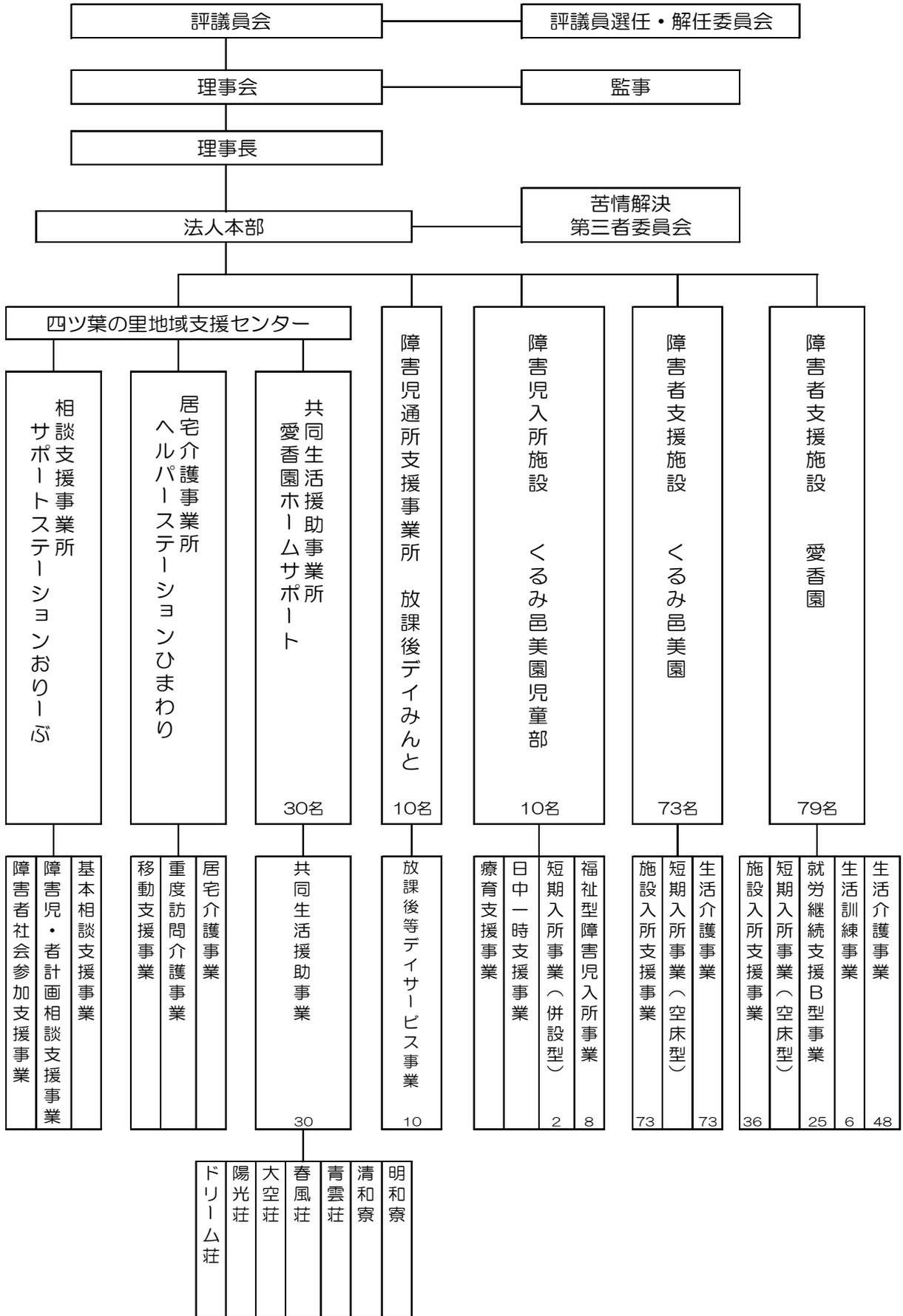
- (1) 地域貢献連絡協議会
町内の医療・福祉関連法人と連携し、地域貢献活動に取り組む。
- (2) 四ツ葉の里周辺環境整備
近隣道路及び街路樹等の美化活動を行う。
- (3) グラウンド・ゴルフ大会の開催
地域の方と施設利用者との交流を図り、障がいのある方への理解を深めていただく。
- (4) 空き缶リサイクル活動
施設利用者と指定された回収場所に出向き、空き缶を回収する。プレス機にかけ、リサイクル業者に搬出する。
- (5) ボランティア活動
高齢者施設や地域の高齢者の方々との交流活動を行う。

11. 施設整備・その他

- (1) 法人広報誌の発刊
法人運営事業や法人情報等を地域住民に幅広く発信するため「邑智福祉しんこうかいだより」を年2回発刊し、邑南町石見地域の各戸に配布する。
- (2) ホームページの公開
法人の公開情報や各事業所での活動内容及び取り組み事項をリアルタイムに発信する。
- (3) 中長期計画の策定
安定した経営基盤の基、恒常的に良質で安全・安心なサービスを提供していくために策定する。
- (4) 愛香園裏山（急傾斜地）の改修工事
愛香園裏山は、急傾斜地として県の危険個所に指定されている。そのため令和3年度より2～3年計画で県事業として改修工事を実施。
- (5) 愛香園農業作業場の新築
愛香園裏山改修工事により現有している農業倉庫及び一部車庫の移転を必要とし、これに替えて作業場を建設する。
- (6) 地域交流ホーム周辺整備
地域交流ホーム前の駐車場に隣接する四ツ葉倉庫を解体し、コイン精米機を移動することで駐車スペースを拡張する。

社会福祉法人邑智福祉振興会 組織図

令和3年4月1日



【Ⅱ 障害者支援施設 愛香園】

1. 運営の基本方針

- (1) 利用者の権利擁護に努め、利用者の意向や適性等を踏まえた計画を作成し、適切かつ効果的な支援サービスを提供する。
- (2) 各々の日中活動を展開するにあたり、地域の資源や各関係機関との連携を図りながら、利用者の自立及び地域移行の促進に努める。
- (3) 居住支援においては、利用者の安全を確保し、安心して利用できる支援サービスの充実とQOLの向上に努める。
- (4) 職員の倫理性を高め、各種の研修会に参加し、専門的な知識と事業の透明性を確保する。

2. 実施事業

事業名	定員
①生活介護事業	48名
②自立訓練（生活訓練）事業	6名
③就労継続支援（B型）事業	25名
施設入所支援事業	36名
短期入所事業	空床型

※日中活動定員（①②③）79名

3. 支援方針、内容

(1) 生活介護事業

[支援方針]

個別支援計画に基づき、利用者一人ひとりの日常生活活動能力及びQOLの維持向上を図り、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援する。また、利用者の日中活動の一環としてボランティア活動に取り組む。

班編成については、利用者の特性に応じて生産活動主体の「いずみの里チーム」、健康維持（介護予防）活動主体の「いきいき活動チーム」、就労継続支援（B型）事業の生産活動へ参加する「はつらつ活動チーム」の3チームに分かれて支援する。

[内容]

① いずみの里チーム

野菜作り、切り干し大根作り、受託作業、公園管理等を行う。なお、生産活動による収益は利用者に還元する。

② いきいき活動チーム

日中活動として、健康活動・芸術活動・学習活動や食堂掃除・花壇整備・受託作業等の軽作業を行う。また、節分会・ひな祭り会等の年中行事を行うことによって、季節感と情操を養う。なお、生産活動による収益は利用者に還元する。

③ はつらつ活動チーム

就労継続支援（B型）事業の生産活動（農作業、薪・炭加工、パン製造、給食業務

門松製作他)へ参加する。なお、生産活動による収益は利用者に還元する。

④ 創作的活動、余暇活動、社会参加支援 …… 全チーム共通

絵画・書道等の芸術活動、生花・茶道教室への参加支援や趣味（編み物、パズル他）を生かした創作活動を行う。また、ボランティア活動・レクリエーション活動・地域の行事等に参加する。

外部指導者を招いて音楽療法・ヨガ教室を活動に取り入れ、認知機能等の維持（老化予防）を図る。音楽療法とヨガ教室は月1回実施する。

⑤ 健康管理、日常生活、コミュニケーション支援 …… 全チーム共通

口腔ケア・衛生指導・食事の栄養指導をとおり、健康への関心を高める。また、整容・身辺処理・金銭管理等に関する支援、入浴・排泄・洗濯支援、傾聴・代弁等によるコミュニケーション支援、利用者の家族に対する相談助言を行う。

(2) 自立訓練（生活訓練）事業

[支援方針]

個別支援計画に基づき、一定期間、日常生活を送るために必要なADL（食事・更衣・整容・挨拶等）の維持向上及び作業訓練をとおり働くことへの意欲や技術の向上を図り、地域生活に必要な基盤作りを目指す。

[内容]

① 身辺処理の習得

基本的な生活習慣の確立（歯磨き・整容等）、金銭管理能力の向上を目指す。

清掃・整理整頓・食事の後片付け等の家事能力を身につける。

日中活動や家庭での悩み事の相談・支援を行うことで、解決手段を身に付ける。

② コミュニケーション支援

社会生活技能訓練（SST）等により、マナーやコミュニケーションツールを習得し、良好な対人関係が構築できるよう支援する。

③ 社会活動への参加

公共交通機関を利用した支援や買物訓練及び調理実習等により、地域生活能力の向上を図る。また、地域の資源や関係機関主催のイベント等を利用し、健康増進のための取り組みや芸術活動、販売訓練等を行う。

④ 生産活動

就労継続支援（B型）事業の生産活動へ参加することにより、作業能力や就労意欲を養う。なお、生産活動による収益は利用者に還元する。

⑤ その他

地域生活移行のための個々のニーズに対応した訓練を行う。

(3) 就労継続支援（B型）事業

[支援方針]

個別支援計画に基づき、施設内や施設外で就労の機会を提供し、生産・販売活動をとおり働くための意識の向上・意欲・知識・技術の習得を図る。また、工賃向上のための取り組みを行うことで、社会的、経済的な自立を目指す。なお、日常生活能力の向上のための支援や職場実習・施設外就労・求職活動をとおり、個々の利用者の適性に合った職場への就労を支援する。

[内容]

① 生産活動（基礎訓練）

生産活動をとおして、持続力・集中力・協調性・責任感・主体性を高めるとともに、達成感や自信を引き出すことにより就労への意欲を高める。また、福祉的就労を継続希望する利用者の活動環境や工賃の充実を図ることで、生き生きとした日常生活の継続を目指す。

【作業チーム】

チーム	種 目	生産・製造・販売等
農 林	菌床椎茸	菌床ブロック 5,000床（7月搬入・10月中旬～収穫） ☆JA出荷、給食事業納入他
	露地野菜	枝豆、サニーレタス、スイートコーン、玉葱苗、広島菜、夏野菜他 ☆給食事業納入、JA出荷他 ※露地野菜はJAや産直市への出荷を主としている。 また、給食事業へも新鮮で旬な野菜を提供している。
	受託作業	塩袋の仕分け作業。 ☆(有)日高穀商店 じゃが芋の皮むき作業。 ☆共同青果株式会社
	木炭・薪	薪・木炭の製造は継続した作業提供と安定した収入を得る事を目的とし、他の作業と調整しながら行っていく。 販売方法については、来園客への販売と受注販売を行う。 ☆一般、卸問屋他
	門松	約100対 受注製作を行う。 ☆一般、事業所他
	施設外支援	地域企業や他事業所へ利用者が実習として参加し、店舗清掃等の作業に従事する。 職員は週1回以上企業を訪問し、状況把握に努める。 ☆(有)いわみプラザ、(株)楽屋
	施設外就労	職員・利用者としてユニットを組み、企業に出向き水稻苗の移動、段ボール紙梱包、草刈り、広島菜の収穫作業を行う。 ☆(有)日高穀商店、JAしまね育苗センター、笹崎農園他
四ツ葉ショップ	パン・菓子	パン25種類 250個/日、菓子10種類 製造。 ☆一般、施設給食、事業所等への注文販売及び小売販売 ※衛生管理を徹底し、製造商品の精査・質の向上に力を入れる。 ※利用者の能力と可能性を引き出し、適性に合ったやりがいのある作業を提供できるよう支援する。
	店舗・小売販売	自他施設の製品等の販売 ☆一般、施設給食、事業所等への注文販売、店舗・訪問販売
	精米	コイン精米所の管理、施設給食・近隣施設等への白米販売

チーム	種 目	生産・製造・販売等			
給 食	給食	今年度より、グループホーム利用の一般就労者へ昼食の提供を開始する。入所・通所利用者、職員、グループホーム利用者の給食提供も引き続き実施し、喫食者が満足する給食づくりに努める。 定期的に作業場の環境整備を行い、衛生管理を徹底する。 利用者の能力に見合った作業提供、手洗い・身だしなみの徹底に努めるよう支援する。			
		【営業日】			
			朝食	昼食	夕食
		食事数	39 食	100 食	68 食
		提供先	入所者	・入所者 ・通所者（グループホーム・在宅・いずみの里） ・職員（愛香園・地域支援センター・くるみ邑美園） グループホーム一般就労者	・入所者 ・愛香園ホームサポート（グループホーム）
		【休業日】			
	朝食	昼食	夕食		
食事数	39 食	39 食	39 食		
提供先	入所者	入所者	入所者		
※休業日は愛香園入所者のみを対象とする					

☆…販売先、委託・請負作業提供業者等

② 一般就労への取り組み

個別支援計画により、就労を希望される方や就労が適当とされる利用者に対し、個々の特性に合った職場探しや研修会への参加、日常生活能力向上のための支援を行い、一般就労による社会的、経済的な自立を目指す。

《活動内容》

【就労移行支援】

- ・基礎研修…就労支援機関の見学、職場マナー研修、一般就労体験発表会、販売訓練等
- ・職場実習…一般企業等での実習等
- ・求職活動…必要に応じ、ハローワークや各種就労支援機関との連携を図る。

【日常生活能力向上支援】

- ・社会生活技能訓練（S S T）…出張セミナー等も利用し、社会性向上に繋げる。
- ・悩み事相談支援…日常の作業や生活での悩み事等の相談支援

③ 工賃の支払い

生産活動に従事した利用者に対し、作業種や作業能力等を適切に評価し、応分の工賃を別途定める「愛香園就労支援事業工賃配分規程」により支払う。

※令和3年度月額平均目標工賃：一人当たり 25,500 円

(4) 施設入所支援事業

夜間・休日も安心して施設生活を営むことができるよう健康・栄養管理に努める。また休日においても地域のボランティア（インフォーマルサービス）等を活用して、様々なイベントを企画し、余暇の充実を図る。

(5) 短期入所事業

居宅において介護を行う方の疾病やその他の理由により、短期入所を必要とする障がい者等に対し、入浴・排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供する。

4. 日課

(1) 事業別の日課

①【生活介護（愛香園）・施設入所】

時 間	日 課	具 体 的 な 内 容
6 : 30 (7:00)	起 床	起床・洗面・更衣支援、健康観察、居室掃除・換気 ※休日は7:00起床
7 : 30 (8:00)	朝 食	手洗いの徹底 食事支援（食事マナーの指導、食事摂取量の管理、服薬支援） ※休日は8:00朝食
8 : 30 8 : 55		ラジオ体操、掃除（各掃除場所に分かれ掃除を行う） <通所利用者迎え> 通所日誌確認
9 : 10	ミーティング	朝礼、体操
9 : 25	準 備	洗面・整容等の生活チェック・支援、健康観察（検温他） 傾聴・相談、歯磨き支援、活動準備
10 : 00		芸術、健康維持（介護予防）、学習活動及び園外活動他
11 : 30		片付け、手洗い・うがいの徹底
11 : 40	昼 食 休 憩	食事支援（食事マナーの指導、食事摂取量の管理） 服薬支援、歯磨き支援
13 : 00	活 動	生活支援、園外活動、趣味の活動、食堂掃除他
14 : 00		片付け、手洗い・うがいの徹底、水分補給、入浴準備等 健康観察（検温他）、施設内掃除 <通所利用者送り>通所日誌の記入
14 : 30	入 浴	入浴支援（洗体・洗髪等）、洗濯支援
16 : 00	ホームルーム	生活支援、傾聴・相談、金銭出納帳確認・記入、買物支援
17 : 30	夕 食	手洗いの徹底 食事支援（食事マナーの指導、食事摂取量の管理） 服薬支援、歯磨き支援

時 間	日 課	具 体 的 な 内 容
19 : 00		他の利用者とのコミュニケーションが取れるようアドバイス・話題の提供
19 : 30		タバコの集い、服薬支援
22 : 00 (23:00)	消 灯 就 寝	健康観察、室温・湿度の調整、寝具等の環境整備 トイレ誘導・排泄介助（尿器洗浄他） 巡視、不眠時の支援、健康観察 ※休日前夜は 23:00 就寝

②【生活介護（いずみの里）】

時 間	日 課	具 体 的 な 内 容
8 : 45	出 勤	<利用者迎え>
9 : 20		整容チェック・支援、ミーティング、健康観察（検温）、通所日誌確認、健康体操他
10 : 00	活 動	生産活動、コミュニケーション支援他
12 : 00	昼 食	手洗いの徹底、食事マナーの指導、服薬見守り、歯磨き支援
13 : 00	活 動	生産活動、コミュニケーション支援、音楽療法、ヨガ教室他
15 : 00		掃除、休息（水分補給）、通所日誌記入
16 : 00	退 勤	健康観察、身だしなみチェック <利用者送り>

※工賃支給（原則、いずみの里：毎月10日、生活介護：年2回）

※個別支援計画に基づき個々のニーズ（課題）に応じた個別支援（居室掃除・荷物整理・買物支援等）を行う。

③【生活訓練】

時 間	日 課	具 体 的 な 内 容
8 : 30	出 勤 朝 礼	出勤確認、ラジオ体操 ミーティング（挨拶の練習、日程確認） 生活チェック（身だしなみ、健康観察、相談支援他）
8 : 45	生産活動	作業内容確認・指示 作業支援 ※休息 10:00～10:15
12 : 00	昼 食 休 憩	手洗いの徹底、食事マナーの支援、食事摂取量の見守り、服薬確認他
13 : 00	生産活動	作業指示・確認 作業支援 ※休息 15:00～15:15
16 : 10	作業終了	片付け、次回作業の確認 ※金曜日は 16 : 00 から館内清掃を行い、16 : 15 からホームルーム

時 間	日 課	具 体 的 な 内 容
16：15	館内清掃	各掃除場所に分かれて行う
16：30	退 勤	通所日誌の記入

※社会生活技能訓練他・・・原則、月2回（木曜日）13：00～16：30

※ホームルーム（悩み事相談支援、行事の報告等）・・・原則、毎週金曜日 16：15～16：30

④【就労継続支援（B型）】

時 間	日 課	具 体 的 な 内 容
8：30	出 勤 生産活動	出勤確認（通所日誌確認、健康観察）、ラジオ体操 作業内容確認・指示 作業支援 ※休息 10:00～10:15
12：00	昼 食 休 憩	手洗いの徹底、食事マナーの指導、食事摂取量の見守り、 服薬確認他
13：00	生産活動	作業指示、確認 作業支援 ・ホームルーム（悩み事相談支援等）・・・毎週金曜日 16:15～16:30 ・ホームルーム以外でも必要に応じ随時相談支援を行う ※休息 15:00～15:15
16：10	作業終了	片付け、次回作業の確認 ※金曜日は16：00から館内清掃を行う 16：15からホームルーム
16：15	館内清掃	各掃除場所に分かれて行う
16：30	退 勤	通所日誌の記入

※四ツ葉ショップ

- ・営業日・・・月曜日～金曜日（原則祝祭日・盆・年末年始等の休業日を除く）
- ・営業時間・・・月曜日 11：30～14：00 火曜日～金曜日 10：30～14：00
- ・作業時間・・・8：30～16：30

※各チームの作業時間は1日7時間とし、気象条件や作業種により早遅勤務や、休日出勤等の作業時間を設定する。また、快適で効率的な作業環境づくりに努める。

※施設外就労・施設外支援は派遣先企業等との作業請負契約により実施する。

5. 栄養・健康管理

(1) 栄養管理

[方 針]

就労継続支援（B型）事業（給食事業）と連携し、利用者個々の健康状態や嗜好に合わせた安全で安心な食事を提供する。

<重点目標> ・衛生管理の徹底、異物混入防止に努める。

- ・旬の食材を取り入れ、季節感のある献立や行事食を提供する。
- ・事業部でできた新鮮な野菜を積極的に使用する。
- ・利用者の健康状態や症状・食事箋に沿った治療食を提供する。

・利用者個々の嗜好に考慮した食事の提供を行う。

① 栄養目標量

・常食：1日

エネルギー	1,650～2,300kcal	炭水化物	50～65%
脂質	20～30%	たんぱく質	13～20%
食塩相当量	7～8g		

・糖尿病食（18単位）：1日

エネルギー	1,440kcal	炭水化物	221g
脂質	35g	たんぱく質	60g

・糖尿病食（19単位）：1日

エネルギー	1,520kcal	炭水化物	230g
脂質	37g	たんぱく質	65g

・肝臓病食：1日

エネルギー	1,800kcal	たんぱく質	75g
脂質	55g	食塩相当量	10g 未満

② 治療食の提供・・・医師の指示（食事箋）に沿った食事（糖尿病食・肝臓病食等）の提供を行う。

③ 食 形 態・・・常食・粗きざみ食・きざみ食を利用者の嚥下力に合わせて提供する。

④ 食 事 形 式・・・リクエストメニュー食（誕生日に提供）等を実施する。

⑤ 嗜 好 調 査・・・希望に沿った献立・バラエティに富んだメニューを提供するため、年1回実施する。

⑥ 衛 生 管 理・・・食堂内を清潔に保ち整理整頓をする。定期的に厨房内の清掃をする。手洗いの徹底・身だしなみチェックを行う。

⑦ 栄 養 相 談・・・個別栄養ケア計画作成（医師・看護師・支援員他と連携し実施）

⑧ 食事の環境づくり・・・食事時間
 朝食 7：30～8：15（休日8：00～）
 昼食 生活介護・いずみの里 11：40～12：40
 就労継続B型・生活訓練 12：00～13：00

夕食 17：30～18：30

環境づくり 食事時間に音楽を流す。

献立にふさわしい食器類を整える。

(2) 健康管理

[方 針]

健康の維持・増進、安全で安楽な生活を送ることができるよう、常に暖かい「手」・確かな「目」・ゆとりのある「耳」を持ち、利用者個々の“その人らしさ”を尊重した誠実な支援を提供する。

[対 策]

① 健康の維持・増進

- ・健康観察、定期受診、服薬管理、健康相談
- ・体重測定・血圧測定（1回/月）

- ・高齢者の健康づくり、介護予防、転倒予防
- ・熱中症予防
- ② 定期健康診断、各種がん検診の実施
- ③ 流行性疾患・感染症対策
 - ・インフルエンザ予防接種
 - ・新型コロナウイルス感染症予防接種
 - ・施設内の環境整備（消毒他）
 - ・高齢者肺炎球菌予防接種
- ④ 嘱託医・協力医療機関による診察
 - ・内科診察（年2回）
 - ・精神科相談（月2回）
- ⑤ 保健に関する自立支援
 - ・健康意識高揚の啓発
 - ・薬カレンダーによる薬の自己管理
 - ・口腔衛生（ブラッシング指導他）

6. 年間行事、余暇活動等

(1) 年間行事

4月	花見会	5月	グラウンドゴルフ大会 環境整備	6月	四ツ葉の里記念ふれあいデー	7月	環境整備
8月	四ツ葉の里夏まつり 夕涼み会	9月	秋の旅	10月	愛香祭 環境整備	11月	(※)スポーツ大会 食事会
12月	クリスマス会	1月		2月	節分会	3月	ひな祭り会

※11月は地域行事等の余暇活動への参加支援を重点的に実施する。

- (2) 休日活動日…年10回、土曜日または祝日を活動日とし、行事及び生産活動、創作活動等を行う。
- (3) 余暇活動…① 地域行事、各種スポーツ大会への参加
 ② 自由外出、買物（付添い）、外食
 ③ 生花・茶道・書道教室
- (4) 自治会活動…余暇を利用した自主的な活動を支援する。
 （入所日課の見直し、生活環境整備等）
- (5) 広報誌の発行…「ぐっとたいむず」発行（年4回）
 ～家族、各関係機関へ配布

7. 職員研修、会議、委員会

(1) 職員研修

- ① 内部研修…サブスクリプションサービス（定額制オンライン研修動画配信サービス）を導入し、全職員が平等に研修を受けられる環境をつくる。

虐待防止等の法令研修、階層別や人・関係づくり研修等を通じ、各役職員の役割について意識を高めスキルアップに繋げる。

② 外部研修・・・島根県福祉人材センター等主催研修

※生涯研修：新任職員、中堅職員、指導的職員、運営管理職員他

※各テーマ：課題別研修

※資格支援研修：相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者研修他

四ツ葉の里運営協議会主催研修

(2) 会議

① 職員会議（全職員）・・・月1回（原則第4火曜日）

② 運営会議（管理職員）・・・隔週1回

③ 生活支援会議・就労支援会議・・・随時

④ 感染症対策委員会会議・・・随時

⑤ 各委員会会議・・・随時

(3) 委員会

① 地域交流委員会

開かれた施設づくりを目指すため、地域や当施設の行事への相互参加等を通じ広報活動や交流を行う。

【地域交流行事】親善グラウンド・ゴルフ大会（5月）

愛香祭（10月）

※愛香園の一大イベントであるため施設全体で取り組む。

【イベント販売】中野加茂の春市（4月）、邑南町総合福祉大会（10月）

井原彼岸市（3月）、他販売会（随時）

【ボランティア等の受け入れ】

邑南町社会福祉協議会主催夏休み小中学生ボランティア体験

施設行事へのボランティアの参加要請

各学校からの交流学习・総合学習・職場体験学習の受入れ

【四ツ葉の里関係行事】

四ツ葉の里記念ふれあいデイ、夏まつり、職員懇親会等

【グラウンド・ゴルフ場の無料開放】

当園のグラウンド・ゴルフ場を施設運営に支障のない範囲で無料開放する。

開放日：土曜・日曜・国民の祝日等の施設休業日及び施設が認めた日

開放時間：4月～9月 … 6：30～19：00

10月～3月 … 7：30～17：30

② 企画調整委員会

職員・利用者相互の協調と親睦を図ることを目的とし、施設内の行事全体を企画・実施する。

【担当行事】花見会（4月）

利用者旅行（日帰り 9月）

クリスマス会（12月）

園外活動（買い物支援、食事会 10、11月）

【環境整備】 過ごしやすい住環境を整え、安全で安心な施設環境を保つ。

・施設内清掃・・・毎日（8:35～8:45）

・環境整備の日・・・年3回（5月、7月、10月）

・施設内のワックスがけ・・・年2回（4月、10月）

・空調機器清掃・・・年1回（7月）

③ 危機管理委員会

利用者の安全・安心・快適な生活のための環境づくりをするために、防災対策、危機管理、不審者対策と各種マニュアルの整備をする。

【防災対策】・・・「8、防災対策、危機管理」参照

【危機管理】・・・「8、防災対策、危機管理」参照

【不審者対策】

不審者対策マニュアルを整備し、年1回訓練を実施する。

【マニュアルの整備】

標準化・効率化を図り、定期的にマニュアルを見直すことでリスクマネジメントを強化する。また、新型コロナウイルス感染症対策・各種BCPマニュアルを作成する。

④ サービス向上委員会

職員に研修の機会を提供し、福祉サービスの質や職員間のコミュニケーション向上を図ることを目的とする。

【職員研修】「7.（1）職員研修」参照

【福祉サービス評価】

職員による自己評価を実施・集計・分析し改善に努める。サービス評価を行い、改善の状況をチェックする。

【ヒヤリハット活動】

ヒヤリハット報告を分析し、各種業務や設備の改善に努めるとともに、より質の高い施設サービスを遂行できるよう努める。

【職員業務マニュアルの整備】

マニュアルの新規作成や見直しを進め、業務の統一化を図る。

⑤ 信和会（家族会）事務局

家族会事務局として、事業の計画実施と会計管理を行う。事業実施に際し、家族会会員及び施設との連携調整・取りまとめを行い、円滑な事業運営に努める。

【事業計画】

・総会・・・4月

・理事会・・・年3回（4月・9月・2月）

・ふれあい交流会・・・7月

・島根県保護者会連合会主催研修会参加・・・7月～9月

・愛香祭即売参加・・・10月

・三者合同交流会・・・11月下旬

・その他必要に応じて、随時、事業を実施する。

⑥ 保健・給食委員会

保健・給食に関することを協働し、健康の維持・増進、安全で安心な生活を送ることができるよう、感染症対策に対する予防やマニュアルの見直し等を行う。
感染症が発生した際には速やかな対応を行い、拡大防止を図る。

⑦ 職員処遇改善委員会

職員の福利厚生や処遇についての問題点・改善点・要望事項等を拾いあげ、働きやすい職場環境を整えることで職員の働きがいや人材定着に努める。また、チーム内での取り組みを通じて、職場内のコミュニケーションの向上に努める。

⑧ 権利擁護委員会

【相談・苦情解決の取り組み】 「9. 相談、苦情解決」参照

【虐待防止の取り組み】

毎月行われる職員会議内で障がい者に対する人権意識の向上や虐待防止、或いは支援技術の向上につながる内容を委員が持ち回りで勉強会を実施することで、従業者への権利擁護や虐待防止に関する知識を高める。

虐待防止チェックリスト等を活用し、日々の業務を振り返り虐待防止に努める。虐待が起こった際には速やかに市町村へ通報し、利用者の安全確保、家族への対応等を行う。

8. 防災対策、危機管理

(1) 防災対策

利用者の生命・財産を守るために訓練の実施や防災設備の点検を行う。

- ・消防訓練・・・消火訓練（年2回）、総合訓練（年1回）、避難通報訓練（年5回 いずみの里・四ツ葉ショップを含む。）
- ・救急講習（心肺蘇生法、AED使用方法の周知徹底）・・・年1回
- ・消防設備保守点検・・・自主点検：年6回、業者点検：年2回
- ・自然災害時（風水害等）の避難訓練の実施・・・年1回
- ・防災会議・・・年2回
- ・非常食の備蓄状況確認・・・年1回

(2) 危機管理

- ・利用者及び施設環境の安全・安心を確保するため、施設内の安全点検を実施する。
また、様々な事故等を想定した対策を講じ、それに対応するためのマニュアルを整備し、職員間で周知徹底を図る。特に建物構造、危険箇所等について十分精査し対応していく。また、新型ウイルス等感染症対策におけるマニュアル等の早急な整備とシミュレーションを実施し、緊急時の対応に備える。
- ・定期的に利用者への危機意識を促す取り組みを行う。（交通ルール・感染症、危険個所の説明や危険時の行動について等）
- ・災害派遣等、外部機関との連携に備えた必要物資の保管、災害派遣者の派遣グッズ一式を整備する。

9. 相談、苦情解決

苦情解決実施規程に基づき、利用者・家族・関係者からの意見・苦情に対して早期解決に努める。また、意見箱・家族会・利用者自治会等多様な機会と意思決定を尊重しながら意見を聴取し、施設運営、生活・作業の支援に反映させる。

《活動内容》

第三者委員による「相談日」の開設・・・年2回（前期・後期）

※第三者委員への報告会を兼ねて、直接、利用者の方の声を聴いていただく機会を設ける。

【Ⅲ 障害者支援施設 くるみ邑美園】

1. 運営方針

法人の運営方針に則り、次のことを施設の運営方針として職員に周知すると共に実践に努める。

- (1) 利用者の人権を尊重し、一人ひとりの個性やニーズに応じ、利用者が主体的に生活を営むことができるように努める。
- (2) 安全に配慮しながら、日中活動と施設入所が利用者の自立に向けた支援につながるよう努める。
- (3) 職員は行動規範を遵守し、研修を重ね、支援技術の向上を図ると共に質の高いサービスを提供するように努める。

2. 実施事業

事業名	定員
生活介護事業	73名
施設入所支援事業	73名
短期入所事業	空床型

3. 支援方針、内容

(1) 生活介護事業

[支援方針]

利用者個々の状況に応じた計画的な支援を実施する。

- ① 個人に応じたサービス実施計画に基づき、具体的な個別支援を実施する。
- ② 一人ひとりの可能性を認め「自立生活」や「社会生活力」の向上を目指す。
- ③ 利用者主体の日常活動支援及び環境条件の整備を行う。

[内容]

[生活支援]

① 食事支援

- ・ 個々の利用者に応じた食事形態の実施（刻み食・ミキサー食）
- ・ 嚥下困難な利用者に支援員が全介助で付き添う。
- ・ 利用者に応じた自助食器、自助具を用意すると共に、落ち着いた食事ができるよう配慮する。

② 入浴支援

- ・ 健康状態を観察した上での入浴の実施（検温状況、体調等）
- ・ 浴室や脱衣場の環境、室温、湯温への配慮
- ・ 入浴中の事故防止を図ると共に、洗体、洗髪、更衣等の自分ではできない事を支援する。

③ 整容他

- ・定期的な理髪店や美容院への送迎。毎日の整容支援の介助や見守りをしながら個々の健康観察の実施（髭剃り、歯磨き、洗面、着替え、検温他）

[日中活動]

①生産活動、訓練活動

活動班		活動方針	活動内容
事業活動班	農園芸	園内外での様々な活動を継続的に行うことにより経験を養う	土作り及び製品、燻炭製品、畑整備、野菜作り、椎茸、なめこ、平茸栽培、草取り
	リサイクル	空き缶リサイクル活動をとおして個々に適した活動を行い、精神面や生活リズムの安定を図る	空き缶処理（選別・プレス）、プラタブ収集、缶出荷
訓練活動班		園内活動で集中力・持続力を養い、園外活動で体力維持に努める 個々に応じた活動を行うことで精神的な安定を図る	ウォーキング、機能訓練活動（パズル・ブロック他）、ちり紙折、野菜作り
ステップ班		身体を動かす活動を取り入れ、機能訓練と体力維持に努める 個々に応じた活動を行うことで精神的な安定を図る	ウォーキング、ラジオ体操、個々に応じた訓練活動（パズル・ブロック玉通し等） リラクゼーション（月1回）
アート班		個々に応じた活動をとおして生活リズムを作り、情緒の安定を図る	個々に応じた課題作業（玉通し・刺し子・そろばん玉通し・ビーズ仕分け他）、ウォーキング

②生活体験活動、表現活動、健康維持活動

・生活体験活動

活動名	内 容	頻 度
生活体験活動	レクリエーションや調理実習及び、園外活動、買い物支援等を計画し、気分転換を図る ※各棟で立案、実施	月1回

・表現活動

活動名	内 容	頻 度
音楽療法	外部より講師を招き、音楽に親しみ情緒の安定を図る ※活動班ごとに実施	月1回
ミュージックケア	外部より講師を招き、音楽の特性を生かして、情緒の回復や安定を図る	年1～2回

・体力作り、健康維持活動

活動名	内 容	頻 度
運動の日	音楽に合わせての体操、リズム運動、ウォーキングを行う	月1回

8020運動	健康な歯を保つことを目的とし、1人3分間の歯磨き支援を行う	週5回
--------	-------------------------------	-----

・クラブ活動・・・毎月1回実施。活動をとおして余暇の幅を広げる。

クラブ名	活 動 内 容
カラオケ	好きな歌を唄い音楽を楽しむ
ドライブ	ドライブを行い、車窓を楽しむ。体力づくりを合わせて行う
クッキング	色々な材料を用いて季節にちなんだ料理を行う
リフレッシュ	足浴や体を動かすことで心や体を癒し、穏やかな時間を過ごす
スポーツ	気軽にできる軽スポーツやニュースポーツ（ボッチャ等）を楽しみ体力の維持に努める

(2) 施設入所支援事業

障がい支援の状況等により、4つの居住棟（あすなろ棟、やよい棟、ひまわり棟、千鳥棟）に別れ、夜間・休日も安心して施設生活を営むことができるよう健康・栄養管理に努める。また休日においても地域のボランティア等を活用し余暇の充実を図る。

(3) 短期入所事業

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により、介護を行うことができない場合に障害のある方に短期間入所利用してもらい、入浴、排泄及び食事の介助、その他の必要な支援を提供する。

[利用の条件等]

- ① 対 象 者・・・障害支援区分1以上
- ② 事 業 の 形 態・・・空床利用型（施設定員に空きが生じた場合のみ受入可能）
- ③ 日課及び支援内容・・・くろみ邑美園施設入所支援事業に準ずる。

4. 日課

【営業日日課（生活介護・施設入所支援）】

時 間	日 課	内 容	備 考
7:00	起 床	起床支援・洗面支援・更衣支援・排泄支援	各棟共通
7:30	朝 食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援	ひまわり棟、千鳥棟
7:45		服薬・歯磨支援	あすなろ棟、やよい棟
8:30	掃 除	居室、廊下の清掃、換気	あすなろ棟、やよい棟
9:00	整 容 健康観察	洗面・整容・健康観察 通所者出勤（受け入れ）	ひまわり棟、千鳥棟 （通所者・・・あすなろ棟、やよい棟）
9:30		洗面・整容・健康観察	あすなろ棟、やよい棟

10:00	活 動	生産活動	屋外作業班（農園芸・リサイクル）
		訓練活動	訓練活動班、ステップ班
		課題作業	アート班
12:00	昼 食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援	各活動班共通
13:00	活 動	生産活動	屋外活動班（リサイクル）15:00まで 屋外活動班（農園芸）15:30まで
		訓練活動	訓練活動班14:30まで
13:30	入 浴	入浴支援・健康観察・更衣・洗体	ひまわり棟、千鳥棟
14:30		入浴支援・健康観察・更衣・洗体 ・訓練活動班14:30～ ・リサイクル15:00～ ・農園芸15:30～	あすなろ棟、やよい棟
15:00		水分補給	ひまわり棟、千鳥棟
	個別支援		各活動班共通
16:00	健康観察 記録作成	検温・体調確認 業務記録の入力 通所者退勤（通所日誌記入）	各活動班共通 （通所者…あすなろ棟、やよい棟）
17:30	夕 食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援	ひまわり棟、千鳥棟
18:00		食事支援・手洗・服薬・歯磨支援	あすなろ棟、やよい棟
		余暇支援・就寝準備・排泄支援・健康観察	各棟共通
21:00	消 灯 就 寝	就寝支援・室温の調整・排泄支援・巡視・不眠時の支援	各棟共通

※生活介護事業（通所）

- ・営業日：原則月曜日～金曜日（ただし、祝祭日・盆・年末年始等の休業日を除く）
- ・営業時間：9:00～16:00

【休業日日課（施設入所支援）】

時 間	日 課	内 容	備 考
7:30	起 床	起床支援・洗面支援・更衣支援・排泄支援	各棟共通
7:30	朝 食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援	ひまわり棟、千鳥棟

7:45		服薬・歯磨支援	あすなろ棟、やよい棟
8:30	掃除	居室・廊下の清掃・換気	あすなろ棟、やよい棟
9:00	整容	洗面・整容・健康観察	ひまわり棟、千鳥棟
9:30	健康観察	洗面・整容・健康観察	あすなろ棟、やよい棟
10:00	余暇時間	自由時間・見守り支援	各棟共通
12:00	昼食	食事支援・手洗・服薬・ 歯磨支援	各棟共通
13:00	入浴 余暇時間	入浴支援・健康観察・更衣・ 洗体支援 土曜日：14:00 事業活動班 日曜日：13:00 訓練活動班	やよい棟
13:30		入浴支援・健康観察・更衣・ 洗体支援 土曜日：訓練活動班 日曜日：事業活動班	あすなろ棟
		入浴支援・健康観察・更衣・洗 体支援 土曜日：男性利用者 日曜日：女性利用者	千鳥棟
14:00		土曜日：園外支援（ドライブ他） 日曜日：入浴支援・健康観察・ 更衣・洗体支援	ひまわり棟
15:00		水分補給	各棟共通
16:00	健康観察 記録作成	検温・体調確認 業務記録の入力	各棟共通
17:30	夕食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支 援	ひまわり棟、千鳥棟
18:00		食事支援・手洗・服薬・歯磨支 援	あすなろ棟、やよい棟
		余暇支援・就寝準備・排泄支援・ 健康観察	各棟共通
21:00	消灯 就寝	就寝支援・室温の調整・排泄 支援・巡視・不眠時の支援	各棟共通

5. 栄養、健康管理

(1) 栄養管理

[方針]

一人ひとりの健康状態、喫食状況、嗜好を考慮し、個々にあった食事を提供する。また行事食等を取り入れ、旬の食材を使い季節感のあるメニューを味わえるよう配慮する。

① 栄養目標量 ※平均年齢 44.0 歳 (25～62 歳)

エネルギー	1,280～2,700kcal	たんぱく質	50～60g
脂質	30～90g	鉄	5.5～9mg
カルシウム	550～650mg	食物繊維	18～20g

- ② 食事の形態…普通食、きざみ食（一口大、中刻み、小刻み、みじん切り）、ペースト食、粥食、治療食（糖尿病・肥満症）、代替食（食物アレルギー・嗜好対応・病気時対応）、軟菜食を利用者の嚥下力に合わせて提供する。
- ③ 食事療法…栄養状態、身体状況、健康状態を考慮し医師の指示による治療食（糖尿病、脂質異常）生活習慣病予防のための食事療法を行う。
- ④ 衛生管理…
- ・食事前の手洗いの励行
 - ・給食担当者の毎月1回検便実施（細菌検査）
 - ・毎月2回、厨房の清掃、洗浄（機械・器具等）
 - ・毎食後の食堂掃除

(2) 健康管理

① 健康管理

健康診断や毎日の検温等で健康観察を行い、利用者の健康状態を把握し、異常の早期発見に努めると共に、健康の保持・増進に努め、生活の質の向上を図るよう支援する。

・健康診断

内科検診	年2回	尿検査	年1回
精神科診察	月2回	貧血検査	年1回
結核検診	年1回	血液検査	年1回
心電図検査	年1回		

② 生活習慣病予防

- ・体重・血圧測定
- ・運動…体操、ウォーキング
- ・嘱託医、栄養士と連携をとり、検診結果後の指導や生活習慣病予防に努める。

③ 各種検診、検査、受診

- ・がん検診…子宮頸がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん
(各検診は対象者に対し実施)
- ・定期的検査…脳波検査、服薬者の血液検査
- ・歯科受診…歯の治療、歯周病予防のためブラッシング指導

- ④ 感染症対策、疾病予防
 - ・うがい、手洗いの励行、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種
 - ・施設内の環境整備（手指消毒器の設置）
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症予防
 - ・④の感染症対策、疾病予防に加え、地域の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ利用者ならびに職員の外出、面会等の自粛について協議を行い、随時通知を行う。

6. 年間行事、余暇活動等

(1) 年間行事

4月	花見会	8月	四ツ葉の里夏まつり
9月	親子旅行 秋祭り	10月	親子ふれあいの日
12月	クリスマス会	2月	節分会
3月	慰労会		

(2) 利用者自治会

活動をとおして自立心を育てる。季節に合わせた行事を取り入れ、快適で充実した生活を送ることができるよう支援する。

活動名	活動内容	頻度
定期総会	役員会（年1回）	年1回
季節行事	秋祭り、クリスマス会等	各季節に応じて
余暇活動	映画会、ミニ喫茶等	随時

(3) 休日活動日

毎月1～2回実施する。土曜日または祝日を活動日とし、行事及び生産活動、創作活動等を行う。また、ボランティア団体（ふあいんクラブ等）の協力により、花壇整備や季節感のある壁面飾り、物作り、趣味を活かした創作活動を行う。（4月～12月）

7. 職員研修、会議、委員会

(1) 職員研修

- ① 内部研修・・・新人職員に対し自閉症の理解及びマナーについて研修し支援員のスキルアップに繋げ、虐待防止の意識を高める。
- ② 外部研修・・・島根県福祉人材センター等主催研修
 - ※生涯研修：新任職員、中堅職員、指導的職員、運営管理職員他
 - ※各テーマ：課題別研修
 - ※資格支援研修：相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者研修他
 - 四ツ葉の里運営協議会主催研修

(2) 会議

- ① 職員会議（全職員）…月 1 回
 - ・運営会議等での決定事項の報告
 - ・各委員会からの報告
 - ・研修の復命報告
- ② 運営会議（管理職員、棟責任者、看護師、栄養士）…月 1 回
 - ・会議・委員会での検討事項の決定
 - ・事故報告の分析・報告
 - ・次月の行事予定
- ③ 棟責任者会議（支援課長、棟責任者）…月 1 回
 - ・新型コロナウイルス感染症対策の協議（随時）
 - ・棟ごとの連携（応援体制等）を図る
 - ・利用者支援に関することについて検討
 - ・サービス評価の実施
 - ・QOL 向上に関する事
 - ・各棟会議での検討事項の調整
 - ・ケア会議及びサービス担当者会議での検討事項の調整等
 - ・ヒヤリハット、事故報告の分析、報告
 - ・棟編成、日中活動等の見直し

(3) 委員会

- ① 衛生委員会…月 1 回
 - ・作業環境の調査、職場における健康の管理確保と快適な職場環境作りを実施する。
 - ・メンタルヘルス担当者、ハラスメント相談窓口担当者を中心に職員に対してカウンセリングを勧め、メンタルヘルス研修の開催、ハラスメントのない環境作りを行う。
 - ・ストレスチェックの実施
- ② 虐待防止権利擁護委員会…月 1 回
 - ・利用者の権利擁護と虐待防止に対する意識を高めることを目的とし、毎月委員会を開催し各事例の検討と学習を重ね、職員に対する啓発活動を行う。
- ③ 保健給食委員会…月 1 回
 - ・感染症予防のための研修の開催
 - ・食事環境の整備
 - ・健康維持のため、利用者の状態把握
- ④ 地域交流委員会…随時
 - ・広報活動…施設広報誌「たんぼぼ」発行（年 3 回）
 - ・ボランティア等の受け入れ…「ふあいんクラブ」1 月～3 月を除く第 3 土曜日の余暇時間を活用し園芸活動等を行う。
 - ・行事へのボランティア参加要請
 - ・保育実習、職場体験学習、各学校からの交流学习の受け入れ

- ・四ツ葉の里運営事業（四ツ葉の里夏まつり、職員研修他）
- ⑤ 防火・防災委員会
 - ・ 8の「防災対策・危機管理に関する訓練及びBCP・マニュアルの見直しを行う。
- ⑥ 行事委員会
 - ・ 季節感を感じることができる施設内の行事全体を企画、実施する。
- ⑦ 研修委員会
 - ・ 職員に対して施設内で実施する研修会、勉強会を企画、実施する。
 - ・ 介護支援研究会
 - 介護技術の視点から支援の見直しを図る。事故報告書、ヒヤリハット報告書作成時に介護技術の視点で作成に携わる。
 - ・ 余暇活動研究会
 - 音楽、レクリエーション、体操を通して楽しくADLの低下を防ぎ心身の活性化を図る。職員に対しレクリエーション、体操などの勉強会を企画、実施する。
 - ・ 強度行動障害研究会
 - 強度行動障害研修修了者が強度行動障害支援について検討を行う。強度行動障害についての勉強会を企画、実施する。
- ⑧レクリエーション・クラブ活動委員会
 - ・ レクリエーション、クラブ活動を企画、実施する。
- ⑨祈幸会（保護者・家族の会）
 - ・ 祈幸会の事務局として事業の計画実施と会計管理を行う。事業実施に際し、祈幸会会員及び施設との連携調整・取りまとめを行い円滑な事業運営に努める。

8. 防災対策、危機管理

事業継続計画（BCP）をもとに災害時等にあっても、最低限のサービス提供を維持してゆく。

（1）防災対策

- ① 避難通報訓練（年12回、総合訓練：年1回）
- ② 地震、風水害、土砂崩れ等自然災害時の避難訓練の実施（年1回）
- ③ 消防設備保守点検（自主点検：年2回、業者点検：年2回）
- ④ 防災研修（消火、救命救急法等）
- ⑤ 非常食の備蓄状況確認

（2）危機管理

利用者及び施設環境の安全・安心を確保するため、様々な事故等を想定し、それに対応するためBCP・マニュアルの見直し、周知徹底を行う。

- ① BCPによる災害対策推進チームの定期開催（BCP及びマニュアルの見直し）
- ② 緊急伝達訓練・・・年1回
- ③ 不審者対応訓練・・・年1回

9. 相談・苦情解決

苦情解決実施規程に基づき、利用者・家族からの意見・苦情に対して早期解決に努める。
また、家族会・利用者自治会等多様な機会を活用して意見を聴取し、施設運営、生活・作業の支援に反映させる。

《活動内容》

第三者委員による「相談日」の開設・・・年2回（前期・後期）

※第三者委員への報告会を兼ねて、利用者の声を直接聴いていただく機会を設ける。

【IV 障害児入所施設 くるみ邑美園児童部】

1. 運営方針

法人の運営方針に則り、次のことを施設の運営方針として職員に周知すると共に実践に努める。

- (1) 利用者の人権を尊重し、一人ひとりの個性やニーズに応じ、発達援助及び生活援助を実施し、生活力並びに社会適応力の向上に努める。
- (2) 障害児施設における国の施策を注視し、より良い施設運営に努める。
- (3) 職員は行動規範を遵守し、研修を重ね、支援技術の向上を図ると共に質の高いサービスを提供するように努める。

2. 実施事業

事業名	定員
福祉型障害児入所事業	8名
短期入所事業（併設型）	2名
療育支援事業	—
日中一時支援事業	—

3. 支援方針、内容

(1) 福祉型障害児入所事業

[支援方針]

利用者個々の状況に応じた計画的な支援を実施する。

- ① 個性やニーズに応じた個別支援計画による質の高いサービスの提供
- ② 安全で快適に過ごせる生活環境を保つため改善に努める。
- ③ 各関係機関との連携を深め、社会的自立を目指す。
- ④ 各自治体等と委託契約を結んで実施している日中一時支援事業及び療育支援事業（地域生活支援事業）で、地域における「くるみ邑美園児童部」としての役割を果たす。

[内容]

- ① 基本的な生活習慣を身につける（入浴、着替え、歯磨及び洗面等）
- ② 健康の保持及び衛生習慣を身につける。
- ③ 余暇活動の充実

(2) 短期入所事業（併設型）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により、介護を行うことができない場合に障害のある児童に入所してもらい、入浴、排泄及び食事の介助、その他必要な支援を提供する。

[利用の条件等]

- ① 対象者…障害支援区分1以上（これに相当する支援の場合）である者

②事業の形態…併設型（定員2名）

③日課及び支援内容…福祉型障害児入所施設くるみ邑美園児童部に準ずる。

(3)療育支援事業（都道府県地域生活支援事業）

未就学の在宅障がい児の地域における生活を支援するため、施設が有する専門性を活用し身近な地域で療育指導等を受けることができる場を提供する。（事前予約による）

[利用の条件等]

① 相談支援…月曜日～金曜日 午前中（原則祝祭日・盆・年末年始等の休業日を除く）

場所：くるみ邑美園

② 親子療育…毎月2回 10：00～11：30 場所：児童部棟機能訓練室

③ 実施内容…就学前の在宅の障がい児及びその保護者に対し、外来による療育相談を行う。

(4)日中一時支援事業（市町村地域生活支援事業）

障がい児の日中における活動の場を提供し介護をしている家族の一時的な負担軽減を図る。

[利用の条件等]

① 対象者…日中一時支援事業の委託契約を行った各自治体に居住する障がい児

② 利用時間…宿泊を伴わないものとする。

③ サービス内容…既存の施設や備品を利用して、障がい児の余暇活動や日常的な生活支援を行い、必要に応じておやつ等を提供する。

4. 日課

(1) 事業別の日課

【福祉型障害児入所事業・短期入所事業・日中一時支援事業】

平日			休日		
時間	日課	内容	時間	日課	内容
6：30	起床	起床支援・洗面支援・更衣支援・排泄誘導支援・検温	7：00	起床	起床支援・洗面支援・更衣支援・排泄誘導支援・検温
7：40	朝食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援	7：45	朝食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援
8：00	登校準備	整容支援・準備物の確認	10：00	水分補給・余暇支援	
8：35	登校	登校付添支援	12：00	昼食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援
15：00	下校	手洗い・検温・おやつ	15：00		おやつ・入浴支援
		余暇・学習・入浴支援・排泄誘導支援			余暇支援

18:00	夕食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援	18:00	夕食	食事支援・手洗・服薬・歯磨支援
		余暇支援・就寝準備・排泄誘導支援			余暇支援・就寝準備・排泄誘導支援
21:00	消灯 就寝	健康観察・室温調整	21:00	消灯 就寝	健康観察・室温調整

5. 栄養、健康管理

(1) 栄養管理

[方針]

心身の健全な発育、発達、健康の増進、望ましい食習慣の形成を図るために食事の果たす役割は大きい。そのため、栄養バランスを考え嗜好を尊重しながら旬の食材を使い適温かつ季節感のあるメニューとする。また、家庭的な雰囲気の中で喜んで食べられるよう配慮する。

① 栄養目標量 ※平均年齢 15.6歳 (13～18歳)

エネルギー	1,800～3,000kcal	たんぱく質	55～65g
脂質	40～100g	鉄	9.5～14.0mg
カルシウム	600～850mg	食物繊維	13～19g

※成長が著しく3回の食事では足りない栄養素や水分を、おやつや牛乳を提供することで補充する。牛乳が苦手な児童には、代替としてヨーグルトを提供することで栄養素の偏りがないようにする。児童の嗜好を考え、手作りおやつの提供、ジュース、ココア等を取り入れ、おやつが楽しみの一つとなるよう配慮する。

② 食事の形態…普通食、代替食（食物アレルギー、嗜好対応、病気時対応）

③ 衛生管理…・食事前の手洗いの励行

- ・給食担当者の毎月1回検便実施（細菌検査）
- ・毎月2回、厨房の清掃、洗浄（機械・器具等）
- ・毎食後の食堂掃除

(2) 健康管理

① 健康管理

健康診断や毎日の検温等で健康観察を行い、個々の健康状態を把握し、体調変化の早期発見に努めると共に、健康の保持・増進に努め、生活の質の向上を図るよう支援する。

・健康診断

内科検診	年2回 (1回は学校で実施)	尿検査	年1回(学校で実施)
歯科検診	年1回(学校で実施)	貧血検査	年1回
結核検診	年1回(学校で実施)	耳鼻科検診	年1回(学校で実施)
心電図検査	年1回(学校で実施) 対象学年：中1、高1	検便	年1回(学校で実施) 小3まで毎年実施 小4から希望者のみ実施

- ・口腔衛生…ブラッシング指導、歯科受診

- ・感染症対策…うがい、手洗いの励行、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種
- ・施設内の環境整備（手指消毒器の設置）

② 成長、発達の見守り、記録

- ・各機関との連携…臨床心理士によるカウンセリング、児童相談所、専門機関への相談、ケア会議等を行う。
- ・学校との連携…検温、視診により健康状態を学校に伝える。連絡帳で日中の様子を把握する。
- ・身体測定…検診結果に基づいて、嘱託医・栄養士と連携を取り、指導に努める。

6. 年間行事、余暇活動等

(1) 年間行事

4月	花見会	7月	食事会
8月	四ツ葉の里夏まつり 夏休み園外活動	9月	親子旅行 秋祭り
10月	親子ふれあいの日 ハロウィン	11月	親子遠足
12月	クリスマス会	2月	食事会
3月	卒業お祝い会		

※広報誌の発行…児童部新聞「こもれび」発行（年4回）保護者、石見養護学校に配布

(2) 余暇活動等

【福祉型障害児入所事業】

①余暇活動

平日	DVD鑑賞、軽スポーツ、読書、パズル
休日	ドライブ、買物、おやつ作り、散歩、創作活動、体育館・校庭を利用したレクリエーション、カードゲーム
菜園作り	草取り、苗植え、収穫、収穫した野菜を使つての調理

② 自立に向けた活動

生活技術	入浴後の洗濯、居室整理、掃除、簡単な調理（米の炊き方、味噌汁の作り方等）
社会生活技術	交通機関の利用、支援員・来客等への挨拶、簡単なお金の計算等
その他	地域ボランティア活動への参加

7. 防災対策、危機管理

事業継続計画（BCP）をもとに災害時等にあつても、最低限のサービス提供を維持していく。

(1) 防災対策

- ① 避難通報訓練（年12回、総合訓練：年1回）

- ② 地震、風水害、土砂崩れ等自然災害時の避難訓練の実施（年1回）
- ③ 消防設備保守点検（自主点検：年2回、業者点検：年2回）
- ④ 防災研修（消火、救命救急法等）
- ⑤ 非常食の備蓄状況確認

（2）危機管理

利用者及び施設環境の安全・安心を確保するため、様々な事故等を想定し、それに対応するためBCP・マニュアルの見直しをしながら周知徹底を行なう。

- ① BCPによる災害対策推進チームの定期開催（BCP及びマニュアルの見直し等）
- ② 緊急伝達訓練…年1回
- ③ 不審者対応訓練…年1回

8. 相談・苦情解決

苦情解決実施規程に基づき、利用者・保護者からの意見・苦情に対して早期解決に努める。また、家族会等多様な機会を活用して意見を聴取し、施設運営、生活支援に反映させる。

《活動内容》

第三者委員による「相談日」の開設…年2回（前期・後期）

※第三者委員への報告会を兼ねて、利用者の声を直接聴いていただく機会を設ける。

9. その他

職員研修、会議、委員会については、くるみ邑美園に準ずる。

【V 障害児通所支援事業所 放課後デイ みんと】

1. 運営方針

利用者が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導・訓練に努める。

2. 実施事業

事業名	定員
放課後等デイサービス事業	10名

3. 支援方針、内容

[支援方針]

利用者個々の状況に応じた計画的な支援を実施する。

- ① 利用者それぞれの発達過程や特性を理解し、一人ひとりに応じた個別支援計画に沿って発達支援を行う。
- ② 各関係機関との連携を深め、社会的自立をめざす。
- ③ 利用者の自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込む。

《利用対象》

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（養護学校）に就学しており、授業終了後、または学校の休業日に支援が必要と認められた障がい児

[内 容]

- ① 生活指導及び支援
- ② 創作活動（季節に応じた壁面や小物づくり）
- ③ レクリエーション及び地域交流活動
- ④ 利用者の健康管理
- ⑤ 利用者の指導、相談、助言

4. 日課

学校休校日		通常日	
時間	日 課	時間	日 課
9:00	通所		
9:30	受け入れ 健康観察、排泄		
10:00	朝運動(ラジオ体操・ストレッチ)		
	個別支援		
11:30	排泄、手洗い		
11:50	昼食、歯磨き		
13:00	個別支援		
		14:00	通所

			うがい手洗い、健康観察、排泄
14:45	清掃	15:00	おやつ
15:00	おやつ、排泄	16:00	個別支援
16:00	個別支援	17:00	
17:00	退所	18:00	退所

※ 邑南町（瑞穂地域）及び浜田（旭）方面の送迎については調整の上、対応とする。

・営業日…月曜日～金曜日（原則祝祭日・盆・年末年始等の休業日を除く）

・営業時間…通常日（放課後）14:00～18:00

学校休業日 9:00～17:00

5. 年間行事

4月	おでかけ(花見)	7月	七夕
7～9月	親子活動	8月	おでかけ(近隣)
9月	お月見	10月	ハロウィン
12月	クリスマス会	1月	おでかけ(初詣)
2月	節分・バレンタインデー	3月	雛祭・ホワイトデー

※季節に応じた手作りおやつ作りを月2～3回実施

※7月～9月の時期に親子活動を実施予定（ご家族同士が触れ合うことを目的とする）

※秋から冬の時期にくるみ邑美園児童部と共に環境美化活動等の地域貢献活動を検討する。

※長期休暇時には地域で買物や乗り物を利用する等の社会訓練を行う。また、くるみ邑美園栄養士による栄養教室、看護師による歯の教室を行う。

※親子活動の日には、家族同士の情報交換の場の提供や学習を行う。

・広報誌の発行…「みんと通信」発行（年6回程度）学校、関係施設、家族に配布

6. 職員研修、会議

(1) 職員研修

- ・近郊の放課後デイ事業所視察研修…年1回
- ・他の職員研修についてはくるみ邑美園に準ずる。

(2) 会議

- ・みんと会議（随時）…みんと内でのケースや事例を検討
- ・他の会議についてはくるみ邑美園に準ずる。

7. 防災対策、危機管理

(1) 防災対策

- ① 避難通報訓練（年2回、総合訓練年1回実施：くるみ邑美園実施に併せて行う）
- ② 地震、風水害、土砂崩れ等自然災害時の避難訓練の実施（年1回）
- ③ 消防設備保守点検（自主点検：年2回、業者点検：年2回）
- ④ 防災研修（消火、救命救急法等）：くるみ邑美園実施に併せて行う

(2) 危機管理

- ・利用者及び施設環境の安全・安心を確保するため、様々な事故等を想定し、それに対応するためBCP・マニュアルの見直しと周知徹底を行なう。
- ・緊急伝達訓練・不審者対応訓練（各年1回実施　くるみ邑美園実施に併せて行う）

8. 相談・苦情解決

苦情解決実施規程に基づき、利用者・保護者からの意見・苦情に対して早期解決に努める。また、送迎時の家族からの聴き取り、本人の訴え等多様な機会を利用して意見を聴き、施設運営や支援に反映させる。

《活動内容》

第三者委員による「相談日」の開設・・・年2回（前期・後期）

※第三者委員への報告会を兼ねて、利用者の声を直接聴いていただく機会を設ける。

9. その他

職員研修、会議、委員会については、くるみ邑美園に準ずる。

【VI 共同生活援助事業所 愛香園ホームサポート】

1. 運営の運営方針

利用者が自立を目指し、地域において共同生活を営むための住居で、入浴、排泄又は食事の介護や相談その他の日常生活を援助する。

- (1) 利用者の主体性や潜在能力を尊重して個別支援計画を作成し、適切かつ効果的な支援サービスを提供して社会自立に向け支援する。
- (2) 関係機関並びに地域住民との綿密な連携を図り、利用者の自立及び安心安全な暮らしに努める。
- (3) 地域での一人暮らしを視野に入れ、ステップアップを図る。
- (4) 体験利用者の受入を行い、地域生活移行への理解を進める。

2. 実施事業

【共同生活援助事業】

ホーム名	所在地	定員（現員）
(1) 青雲荘	邑南町中野 928 番地 1	5 名（男性 5 名）
(2) 春風荘	邑南町中野 4040 番地 12	4 名（女性 3 名）
(3) 大空荘	邑南町中野 4030 番地 8	4 名（男性 3 名）
(4) 明和寮	邑南町中野 2384 番地 1	6 名（男性 5 名）
(5) 清和寮	邑南町中野 2385 番地	4 名（女性 3 名）
(6) ドリーム荘	邑南町中野 3591 番地 10	7 名（男性 5 名）
(7) 陽光荘	邑南町中野 3489 番地 2	5 名（男性 4 名）

※定員 35 名・現員 28 名（令和 3 年 3 月現在）

※令和 2 年度までは定員 35 名であったが、令和 3 年度、邑南町から借りてグループホームとして使っている建物（4 人定員）を取り壊す予定のため、現員を他の 6 つのグループホームに振り分け、30 人定員とする。

3. 支援内容

- (1) 共同住居における健康管理、食事の提供や相談その他日常生活支援

①食 事…栄養・利用者の身体の状態・希望・嗜好を考慮した食事を提供

※平日の夕食は愛香園の管理栄養士が作成した献立による配食サービスを利用する。

②生活支援…身嗜みや衣類整理、部屋の片付け等

③健康管理…日常の健康管理、必要に応じて医療機関等通院の付添い・感染症対策等

④金銭管理…休日の買い物相談や小遣いの払い出し、金銭出納帳の確認、金銭管理の援助等を行う。

⑤余暇活動…福祉サービスに関する情報提供を行うとともに、ヘルパーステーションひまわり等との連携により地域の行事やイベント参加・買い物・食事・墓参

りなど相談の上計画する。

- ⑥相談…充実した日常生活の実現のため、随時相談に応じる。
- (2) 個別支援計画に基づく支援
年2回モニタリングを行い、利用者のニーズに即した支援計画を作成し実施する。
- (3) 家族や日中活動先（企業・施設等）との連携
①家族…家族との連絡調整等を行う。
②日中活動…定期的に職場訪問等を実施し連絡調整を行いながら利用者の活動を支援する。
- (4) 生活環境の整備
建物の老朽化や設備不良等による生活環境の不備を改善し環境整備に努める。
- (5) 体験利用に伴う支援
対象：障がい者支援施設入所者、特別支援学校生徒、在宅生活者

4. 日課

時間	利用者	ホームサポート	世話人・生活支援員
6:00～6:30	起床		6:00 世話人出勤 朝食準備
7:00～	朝食・整容 出勤準備		服薬確認、健康管理 相談聴取り
7:30～8:30	出勤	8:30 職員出勤	8:30 世話人退勤
	日中活動	通院付き添い 各種外出付き添い 事務処理 会議等 配食配達・回収 各GH訪問 各GH環境整備 ※10:00 遅番出勤	14:00 生活支援員出勤 (休・祝祭日)
16:00～18:00	15:00 愛香園・くるみ邑 美園生活介護帰寮 その他順次帰寮	17:15 退勤	16:15 世話人出勤 掃除・相談聴取り 夕食準備
18:00～	夕食 入浴 余暇時間	※18:45 遅番退勤	食事片付け 服薬確認・体調確認 相談聴取り 18:45 世話人退勤 19:00 生活支援員退勤 (休・祝祭日等)

5. 年間行事、余暇活動

- ・障がい者スポーツ大会参加
- ・グループホーム入居者合同焼肉会・外食（2回／年）
- ・集団検診・特定健診
- ・がん検診（子宮がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん）
- ・人間ドック
- ・インフルエンザ予防接種
- ・歯科衛生に関する勉強会（島根県歯科医師会主催）

6. 職員研修、会議

（1）職員研修

- ①各種研修会参加
- ②生活習慣病の予防・改善について（本人や世話人等を対象とした研修）
- ③感染症対策、食中毒対策（インフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス対策等）

（2）会議

- ①全体職員会議・世話人会議（4回/年）
- ②支援会議（1回/月）
- ③地域支援部会研修会（島根県知的障害者福祉協会地域支援部会）
- ④その他（随時）

7. 危機管理

（1）防災対策

- ・警備システム(ALSOK)による緊急時の支援体制
- ・緊急時連絡体制の見直し
 ※各ホーム利用者へ緊急時の連絡訓練
- ・避難通報消火訓練（2回/年）
- ・消防設備保守点検（業者点検2回/年）
- ・災害時避難おける地域との連携
- ・危険箇所の把握、非常食・非常物品の整備
- ・安全運転講習受講

（2）感染症・食中毒対策

- ・マニュアルの把握
- ・ノロウイルス、インフルエンザ、コロナウイルス等予防対策（予防接種実施、手指消毒他）に努める。
- ・消毒液、防護服などの感染対策物品の購入。

（3）虐待防止

- ・障害者虐待防止法に基づき適切に対応する。

8. 相談、苦情解決

- ・苦情解決実施規程に基づき迅速に対応し、早期の解決に努める。

9. その他

(1) 清和寮…老朽化に伴い、解体、新築工事を行う。

(2) 修繕・改修

○ドリーム荘…仕切りドアを鍵付きにする修繕工事を行う。

○その他各ホームとも随時環境改善に努める。

【Ⅶ 居宅介護事業所 ヘルパーステーションひまわり】

1. 運営の基本方針

地域で生活している障がい者の方の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本とし、適正な介護サービス・支援サービスを提供する。

- (1) 障がい者の個人としての尊厳を重視し、且つ心身の特性を踏まえ、その能力に応じ自立した生活ができるように支援する。
- (2) 利用者のニーズに対応できるヘルパーの養成と研修を実施し、より専門性の高いサービス提供を図る。また、他の居宅支援事業所、各関係機関、地域との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2. 実施事業

事業名	契約者数	利用者数
(1) 居宅介護		
① 身体介護	0名	0名
② 家事援助	3名	3名
③ 通院等介助	39名	39名
④ 重度訪問介護	0名	0名
(2) 地域生活支援事業		
移動支援	64名	64名
(3) その他のサービス		
介護給付費対象外 移動介護サービス	97名	40名

3. 支援方針、内容

(1) 居宅介護

- ① 身体介護…在宅へ訪問しホームヘルパーが、入浴、排泄、食事等の身体介助を行う。
※サービス提供中の医療行為は喀痰吸引等のみとする。
- ② 家事援助…利用者が一人暮らし又は家族等が障がい・疾病等のため家事を行うことが困難な場合、在宅に訪問し調理、洗濯、掃除等の支援を行う。
(預貯金の預かりはしない)
※サービス提供中の医療行為は喀痰吸引等のみとする。
- ③ 通院等介助…医療機関・公共機関への付添いや介助を行う。
※サービス提供中の医療行為は喀痰吸引等のみとする。
- ④ 重度訪問介護…重度の障がいがあり常時介護が必要な方に対して入浴・排泄及び食事介助等生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を行う。
また、入院中の最重度の障がい者に対し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行う。

※サービス提供中の医療行為は喀痰吸引等のみとする。

(2) 地域生活支援事業（移動支援）

官公庁や銀行等公共機関への付添いなど、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動と社会参加のための支援を実施して生活の充実を図り、自立生活をめざす。

福祉有償運送においては、邑南町に住所を有する障害児で、公共交通機関が利用できない、あるいは家族が就労等のため送迎が難しく、特別支援学校や障害者支援施設への通学・通所が困難であると認められた児童・生徒に対し、定められた場所から特別支援学校や通所施設までの送迎を行う。

※サービス提供中の医療行為は喀痰吸引等のみとする。

(3) 介護給付費対象外移動介護サービス

個別契約による移動介護（余暇活動等の外出や通院など）

※サービス提供中の医療行為は喀痰吸引等のみとする。

4. 営業日、営業時間

(1) 営業日、営業時間

月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く）

午前8時30分～午後5時15分

(2) サービス提供日、サービス提供時間

年中無休、午前6時30分～24時00分

5. 職員研修、会議

(1) 職員研修…各種研修（ヘルパーフォローアップ研修等）への参加を推進し、常に新しい情報と知識を取り入れていく。

(2) 職員会議…ヘルパー会議随時開催（利用支援の依頼、ケア会議等）

6. 危機管理

(1) 危機管理

緊急時対応マニュアルに則り、事故発生時の対応を迅速に行う。

(2) 虐待防止

障害者虐待防止法に基づき対応していく。

7. 相談、苦情解決

苦情解決実施規程に基づき迅速に対応し、早期解決に努める。

当事務所に設置してある投書箱を利用、本人、家族の訴えなど意見を聴き日常業務、支援に反映させる。

【Ⅷ 相談支援事業所 サポートステーションおりーぶ】

1. 運営の基本方針

地域で障がいのある方が自分の能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように相談を行い、福祉サービスや社会資源についての情報を適切に提供する。また、家族や関係機関との連絡調整を行い、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的に実施し、障がいの有無にかかわらず、お互いが人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

- (1) 事業に当たっては、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個々のニーズに配慮して行うものとする。
- (2) 事業に当たっては、利用者の心身の状況・その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- (3) 相談支援等は、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活・社会生活を実現するように行うものとする。
- (4) 相談支援の実施に当たっては、常に利用者の意志および人格を尊重し、利用者の立場に立って公正中立に行うものとする。
- (5) 市町村・障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- (6) 事業者は、自らその提供する指定相談支援等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2. 実施事業

事業名	定員
基本相談支援事業	特に定めなし
計画相談支援事業	特に定めなし
社会参加支援事業	特に定めなし

3. 支援方針、内容

(1) 基本相談支援事業

- ① 来所、電話、家庭訪問、メール、FAX、手紙等により総合的な相談支援及び日常生活全般についての相談を行う。
- ② 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）を行う。
- ③ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言等）を行う。
- ④ 社会生活力を高めるための支援（人間関係、健康管理、服薬管理等）を行う。
- ⑤ 権利擁護のために必要な援助を行う。
- ⑥ 必要に応じて専門機関の紹介等を行う。
- ⑦ 必要に応じて関係機関と連携し、利用者のニーズに対してチームアプローチを行う。

- ・相談内容…生活、健康、人間関係、施設利用、社会参加、就業、虐待に関すること
- ・相談方法…来所、電話、家庭訪問、メール、FAX、手紙等
- ・必要に応じて関係機関との連絡調整
- ・福祉サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整

(2) 計画相談支援事業

サービス等利用計画の作成・モニタリング、サービス等利用計画に基づく相談支援、支援会議を開催し、各機関との連携を図る。また、質の高い計画相談支援のために計画の見直しを随時行い、個別支援計画との円滑な連動を図り、質の高いサービス提供を図る。

(3) 障害者社会参加支援事業

地域の在宅の方を中心に、下記の社会性向上のための教室や活動の場を提供している。

- ・パソコン教室（12回／年）
- ・料理教室（6回／年）
- ・スポーツ教室（4回／年）
- ・本人活動（2回／年）

4. 営業日、営業時間

火曜日～土曜日（国民の祝日・12月29日から1月3日までを除く。）

午前9時～午後5時45分

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能

5. 年間行事、余暇活動等

障害者社会参加支援事業の計画による行事、余暇活動を実施。

6. 職員研修、会議

(1) 職員研修

自己の能力開発を目指すため、スキルアップ研修等各種の研修会に参加し研鑽を積む。また、外部の研修に参加することで思考を柔軟にし、職場の活性化を図る。

(2) 会議

- ① 必要に応じて関係機関とサービス担当者会議を開催し、情報の共有や柔軟な支援を提供できる体制を構築する。
- ② 質の高い相談支援を提供するために担当者会議を適宜開催し、新たな支援に活かす。
- ③ 邑南町総合支援協議会との連携
 - ・相談支援部会（6回／年）関係機関の情報共有や困難事例の対応検討等を行う。
- ④ 邑智郡内の相談支援事業所協同の研修会を適宜実施（相談支援専門員とサービス管理責任者との連携や事例検討会）

7. 防災対策、危機管理

- (1) 地域支援センターの防災訓練を行う。（2回／年 内1回は四ツ葉ショップと合同訓練）
- (2) 個人情報の保護…サポートステーションおりーぶ運営規程を厳守し対応する。
- (3) 虐待の防止…障害者虐待防止法に基づき適切に対応する。

8. 相談、苦情解決

苦情解決実施規程に基づき迅速に対応し、早期の解決に努める。また、相談支援事業所として各種サービスに対する苦情や意見、利用料の支払や手続き等サービス利用に関する相談にも対応する。

9. その他

地域交流ホーム管理規程に基づき、愛香園地域交流ホーム「四ツ葉の里」の管理運営実施（老朽化が進んでいるため、適宜改修を行う。）